

東京都後期高齢者医療広域連合「第2期広域計画」の改定について

1 広域計画の改定の経緯

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の制度化（別紙1）

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により「高齢者の医療の確保に関する法律」等が改正され、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び区市町村により後期高齢者医療制度の保健事業（以下「高齢者保健事業」という。）と介護予防を一体的に実施する枠組みについて規定された（令和2年4月1日施行）。

この改正により、広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細やかなものとするため、区市町村との連携の下に、区市町村が実施する国民健康保険法の規定による国民健康保険保健事業及び介護保険法の規定による地域支援事業と一体的に実施するものとされた。

また、広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たっては、広域計画に、区市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならないものとされた。

さらに、広域連合は広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、加入する区市町村に対し、その実施を委託することができるものとされた。

(2) 広域計画の改定

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「東京都広域連合」という。）は、令和2年度からの高齢者保健事業と介護予防の一体的な事業の実施に向け、区市町村との連携等に関する事項を定めるため、広域計画を令和元年度中に改定することとした。

2 広域計画改定に係るパブリックコメントの実施

東京都広域連合において、広域計画改定素案についてのパブリックコメントを実施している。

(1) 意見募集の内容

別紙2のとおり

(2) 意見募集の期間

令和元年12月9日から12月20日まで

(3) 資料の閲覧場所

ア 東京都広域連合のホームページ

イ 東京都広域連合及び各区市町村の後期高齢者医療担当所管窓口

(4) 意見を提出できるかた

ア 都内に在住、在勤又は在学するかた

イ その他利害関係を有するかた

(5) 東京都広域連合への意見の提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メール

(6) パブリックコメント実施後の予定

令和2年1月開会予定の第1回東京都広域連合議会定例会で議案提出予定

以 上